

令和2年6月吉日

秋田県内企業 各位

## 社員向け里親セミナー開催のお願い

はじめての里親制度 ～子どもたちの笑顔のために～

秋田県では、生みの親の病気、望まない妊娠、虐待等の理由により、家庭で生活できない子どもは204人います（令和元年度末時点）。その場合には、施設（乳児院、児童養護施設）又は里親等と生活することになります。

当院は、平成28年4月より秋田県から里親登録者を増やす事業を受託（資料NO.2）し、秋田県内で様々な普及啓発に取り組んでおります。令和元年度末には、同事業当初から目標であった里親登録組数100組超えを達成致しました。同時に、里親家庭で生活する子どもの割合（里親委託率）を向上させることができました。

しかし、里親委託率は、未だ全国で最も低い水準となっているのが現状です。そこで、秋田県は、令和2年2月、秋田県社会的養育推進計画（資料NO.3）を策定しました。

つきましては、広く県民の皆様へ里親制度について興味関心を持っていただきたく、当院職員が御社に出向き、「社員向け里親セミナー」を下記内容で開催したいと考えております。

**同セミナー開催をぜひご検討いただきますようお願い申し上げます。**

なお、新型コロナウイルス感染拡大状況等の社会情勢を踏まえ、早くても10月以降に開始したいと考えております。詳細につきましては、当院までお問合せください。

### 記

内 容：①里親制度及び里親の種類、②里親の成功体験

所要時間：30分～1時間程度

費 用：本セミナー開催に係る経費は発生いたしません。（無料です。）

そ の 他：本件に関するお問い合わせは、秋田赤十字乳児院

京極、水澤までお願いします。（TEL：018-884-1760）

※本事業は、秋田赤十字乳児院が秋田県より委託を受けて実施します。

**資料 No. 1**

## &lt;なぜ里親なのか&gt;

乳幼児期は人格形成に大きな影響を与える大切な時期です。里親と一緒に生活することで、子どもが自分を認め、大事にできる心の土台を育て、他者を思いやる大切さや他者から愛される喜びを感じ、家庭モデルを体験することで、将来、社会に出た時に生きていく力を養うことができます。そのため、施設養育よりも家庭養育が優先と改正児童福祉法に明記されました。

## &lt;里親制度について&gt;

里親制度は、さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度です。

家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図ります。(厚生労働省ホームページから抜粋)

**資料 NO. 2**

<里親登録者数> ※平成 28 年度から事業受託。里親登録者を 4 年間で 40 組増。

年度	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年
秋田県	68 組	59 組	64 組	66 組	71 組	84 組	104 組
全国順位	43 位	45 位	45 位	46 位	45 位	43 位	-

※実績はすべて年度末時点

<里親委託率> 秋田県は、全体の 60%以上が乳児院から里親委託している。

年度	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年
秋田県	6.2%	6.1%	7.5%	8.5%	9.6%	12.2%	13.2%
全国平均	15.6%	16.5%	17.5%	18.3%	19.7%	20.5%	-

※実績はすべて年度末時点

**資料 No. 3**

## 秋田県社会的養育推進計画

令和 2 年 2 月  
 秋 田 県

## &lt;基本理念&gt;

家庭での養育が困難又は適当でない子どもがいる場合は、家庭養育優先の原則を掲げ、里親家庭で生活することを目指す。

## &lt;目標値&gt;

- ・里親登録者を増やす。(毎年 1 5 人増)
- ・里親委託率を向上させる。
  - ① 26% (R6 年度末)、②40% (R11 年度末)

## &lt;実施方法&gt;

- ・里親制度の普及啓発・リクルートを行う。
- ・里親研修・サロンを開催する。
- ・里親宅への家庭訪問を行う。